

社会福祉法人尚徳会 第5期行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように第5期行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、育児短時間勤務など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年4月～制度に関するパンフレットを作成し職員へ配布する
- 令和3年4月～職員相談窓口の活用呼びかけ
- 令和3～5年5月～課長会議を活用して課長職の意識高揚と支援の呼びかけ
- 令和4～5年4月～パンフレットを再作成し職員への配布、及び周知

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1：所定外労働時間の削減推進。

<対策>

- 令和3～5年7月～タイムカード打刻時間と超勤処理との自己点検実施

目標2：年次有給休暇10日以上付与の職員に対し、年間6日以上取得の促進を図る。

<対策>

- 令和3年4月～誕生日年休の勧め、年次有給休暇の取得促進説明会
- 令和3年12月～年次有給休暇取得の現状を把握
- 令和3年2月～年次有給休暇の個人別取得状況を個別通知

目標3：60歳到達者に対する、65歳定年延長の促進を図る。

<対策>

- 令和3～5年4月～60歳到達者に対し、65歳定年延長の説明会実施

目標4：非常勤職員に対し、正職員登用の促進を図る。

<対策>

- 令和3年4月～要件を満たす非常勤職員へ、正職員登用の説明会を実施